

愛知県環境審議会会議録

1 日時

令和2年11月17日（火）午前10時～午前11時

2 場所

愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 出席者

委員24名、青山副知事、説明のために出席した環境局職員11名

4 審議の概要

(1) 開会

委員30名中24名が出席しており、定足数を満たしていることを確認

(2) あいさつ

青山副知事

(3) 議事

ア 会長の選出

大石委員から青木委員の推薦があった。

他に候補者はなく、全会一致で青木委員が会長に選出された。

イ 青木会長あいさつ

ウ 傍聴人について

青木会長が、傍聴人のないことを報告した。

エ 会議録の署名について

青木会長が、会議録の署名人として、谷川委員及び増田委員を指名した。

オ 会長代理の指名

青木会長が永瀬委員を会長代理に指名した。

カ 愛知県環境審議会運営規程の一部改正について

愛知県環境審議会運営規程が原案のとおり改正された。

キ 専門部会の構成と部会長

青木会長が各専門部会を構成する委員、専門委員及び特別委員並びに各専門部会の部会長を指名した。

ク 報告事項

「第5次愛知県環境基本計画中間とりまとめ」について、総合政策部会長から報告があった。

【質疑応答・要旨】

(渡邊委員)

自然との共生のところ、生物多様性に関しては、従来は絶滅危惧種の増加といったことが取り上げられていたが、近年はニホンジカが増えて、森林の下層植生がほとんどなくなり、土砂が流出するといった問題が発生している。今年の熊本県の球磨川の氾濫もそうしたことが一つの要因と言われている。この地域でそうした現象が生じている訳ではないが、岡崎市のくらがり溪谷ではかなり土砂が流出しているという現状もあった。植林をし、保護柵を設置しているところでは、下層植生も十分に保護されている。生物多様性という観点から、ニホンジカの頭数をもう少し減少させることと、林床植生を保護するための方法をもう少し考えていただきたい。

(事務局)

本県では、農林水産業や生態系への悪影響という点も踏まえ、ニホンジカについては、個体数調整という事業を実施している。植生の観点については、農林水産部局とも調整して、記載について検討したい。

(谷川委員)

資源循環に関して2点ある。1点目は、愛知県環境基本計画の資源循環の数値目標については、3つの指標を設定しているが、環境省の循環型社会形成推進基本計画では、4つの指標を設定している。特にリサイクルに関しては、社会の物質循環でいうところの下流の出口側のリサイクル率、そして上流側でのリサイクル率と分けており、そうすることによって経済との連携について図っている。愛知県でも経済との連携は他の都道府県に比べても進んでいるが、最近の指標の動きを見ていると増加傾向であるため、こうしたことも考えてはどうか。

2点目は、物量の多い建設系のリサイクルに関して、私は国土交通省のリサイクルに関する審議会にも入っているが、今年、建設リサイクル推進計画を改定した。本計画では、単純にリサイクルするだけではなく、リサイクルする質を高めようと

いうものになっており、社会に出てくる廃棄物をリサイクルした後の質を上げるとともに、社会に蓄積されているストックの質も上げることとしている。例えば、建築物を長く持たせ、インフラも長く大切に使う、といったことまで踏み込んで考えている。おそらく次の議論では、こういうことを考えていくことが大事だと思う。

(青木会長)

今の発言は、今後の議論の中で検討していくということによいか。

(谷川委員)

それでいい。

(政木委員)

社会経済情勢の変化にAIやIoTの進展が記載されているが、産業の変化が進む中で自動車産業でも電動化が進んでいる。携帯もそうだが、その機器を動かすのにバッテリーを使用している。子供達や家でテレワークしている方達も、室内でバッテリーを使用する。バッテリーを充電して使うにあたって、熱量を発するが、その熱量をいかに下げていくのか。また、バッテリーの処理については、どのように考えているのか。

(事務局)

パソコンとかスマートフォンとか、そういった電子機器については、出来るだけ熱を発しない、省エネなものが順次開発されてきている。また、使った後のバッテリーについては今後、大量に発生することが予想されるため、出来るだけ再利用するような取組が、順次、進んでいると聞いている。なお、この計画の中では具体的には記載していないため、今後の検討課題とさせていただきたい。

(榊原洋子委員)

アスベストを使用している建物の解体は、一般には2030年頃がピークとなるのではないかとされており、大気汚染防止法も改正されている。このことは、市町村が窓口になることが多いと思うが、愛知県としてどう支援していくのか。

また、私は熊本の地震とか水害の後のNPO活動にも参加しているが、災害廃棄物については、一般的な環境部門との連携がすごく良かったり、まず良かったりということがある。県としての対応の仕方について、何かあれば教えていただきたい。また、今後の検討として進めて欲しい。

(事務局)

アスベストは、大気汚染防止法で規制があり、県及び名古屋市始め大気汚染防止法の政令市で所管し、立入検査などを行っている。本法律は今年改正され、来年の4月1日から施行される。本県としても、法律に基づきしっかり対応できるようにしていく。また、騒音や振動については、市町村の事務になっているため、市町村ともしっかりと連携をとって、アスベスト対策、それから建築物の解体に伴う騒音や振動対策を進めていきたい。

次に、災害廃棄物の関係であるが、昨年、愛知県でも長野県の豪雨で発生した災害廃棄物処理に協力した。災害廃棄物については、非常に大量のものが一度に発生するため、今後もしっかりと迅速に対応できるような体制づくりを引き続き進めていきたいと考えている。

(青木会長)

意見も尽きたようなので、質疑は以上とし、御指摘の点については、今後の議論に反映させていただくということとしたい。

また、今後については、事務局でパブリックコメントを実施する予定となっており、この手続きを経た後に、総合政策部会において、部会報告のとりまとめをしていただきたい。

次回の審議会では、部会報告を受け、答申としてまとめたいと考えている。

(4) 閉会

以上

愛知県環境審議会委員 谷川 寛樹

愛知県環境審議会委員 増田 理子